



島根県報

令和7年6月27日（金）

号外第60号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始(2件)	(")	3

告 示

島根県告示第389号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年6月27日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	斐川一畑大社線	出雲市坂浦町字大澁452番1地先から同451番1地先まで	前	メートル 27.40～ 37.36	メートル 14.72	災害防除工事 拡幅
			後	27.40～ 51.17	14.72	
〃	〃	出雲市坂浦町字浦梨子2881番1地先から同510番1地先まで	前	18.63～ 22.38	14.93	災害防除工事 拡幅
			後	24.81～ 32.75	14.93	
〃	〃	出雲市坂浦町字紋田2890番1地先から同2891番2地先まで	前	37.00～ 54.94	11.62	災害防除工事 拡幅
			後	37.00～ 54.94	11.62	

島根県告示第390号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年6月27日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	出雲市美談町429番25地先から同市国富町902番3地先まで	メートル 409.97	令和7年 6月27日	出雲県土整備事務所	

島根県告示第391号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年6月27日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	川本波多線	邑智郡美郷町乙原695番13地先から同687番1地先まで	メートル 89.00	令和7年 6月27日	県央県土整備事務所	